

所管部課	健幸いきいき部地域包括ケア推進課	部長	川口 莊一
件名	東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について		
	区分	○	1 審議事項 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市介護保険条例	
	部課機関	介護保険課	
<p>1. 要 旨</p> <p>「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第61号）により、地域包括支援センター（高齢者ほっと支援センター）における人員に関する基準が変更されることに伴い、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 第3条第1項の改正：地域包括支援センター職員（3職種）の人数について、介護保険運営協議会に専門部会として設置される地域包括支援センター運営協議会が、第1号被保険者（65歳以上）の数などを勘案し必要と認めるときには、<u>常勤換算方法</u>によることを可能とする改正</p> <p>※3職種…保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員</p> <p>※<u>常勤換算方法</u>…職員の勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数を常勤職員数に換算する方法</p> <p>・(例) 常勤職員3人 ⇒ 改正後…常勤職員2人、非常勤職員(0.5人)2人</p> <p>② 第3条第2項の改正：地域包括支援センター職員（3職種）の配置について、介護保険運営協議会に専門部会として設置される地域包括支援センター運営協議会が効果的な運営に資すると認めるときには、複数の区域を一の区域として、3職種及び必要人数を配置することで、その地域包括支援センターは職員の配置基準が満たされたものとする改正</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 法令に則り柔軟な人員配置が可能となる。</p>			
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）			
総務課による事前審査済み。			
3. 留意事項（問題点等）			
4. 主管部処理案（検討結果等）			
令和7年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。			
5. 審議結果			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。